

外国人雇用 Q&A



厚生労働省



大阪労働局職業安定部職業対策課
ハローワーク(公共職業安定所)

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku>

外国人雇用 Q & A もくじ

Q1.	外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、どういう在留資格を持っている人たちをいうのですか。 ······	1
Q2.	外国人が入国するときの手続はどうなっていますか。 ······	6
Q3.	在留管理制度とは、どのような制度ですか。 ······	8
Q4.	就労の資格がない外国人を雇った場合はどうなりますか。 ······	13
Q5.	留学生をアルバイトとして雇用する場合、どのような点に注意すればよいですか。 ···	15
Q6.	外国人留学生を卒業後、採用することができますか。 ······	16
Q7.	技能実習制度とは、どのような制度ですか。 ······	18
Q8.	「特定技能1号・2号」とは、どのような在留資格ですか。 ······	21
Q9.	ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。 ······	24
Q10.	高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。 ······	25
Q11.	外国人労働者の職業相談・紹介を行っている窓口はありますか。 ······	27
Q12.	人材紹介会社や人材派遣会社を利用するときの注意点はありますか。 ······	28
Q13.	募集や面接時に注意することはありますか。 ······	29
Q14.	日本語能力試験の合格者は、どのくらいのレベルですか。 ······	30
Q15.	外国人労働者を雇用する場合、労働関係法令や社会保険は適用されるのですか。 ·····	31
Q16.	外国人雇用状況届出制度とは、どのような制度ですか。 ······	33
Q17.	外国人労働者に対する税金はどうなりますか。 ······	38
Q18.	外国人の身元保証人になった場合、その責任はどこまで負うのでしょうか。 ······	39
Q19.	外国人労働者の雇用管理や職業生活等についてアドバイスを受けることはできますか。 ·	40
Q20.	外国人労働者を雇用する場合、どのような点を考慮すればよいのでしょうか。 ······	41

Q1.

外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、どういう在留資格を持っている人たちをいうのですか。

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）により我が国に在留して行うことのできる活動又は我が国に在留できる身分若しくは地位が定められており、誰でも採用できるという訳ではありません。これを類型化したものを“在留資格”といい、就労の可否により以下のように分けることができます。

※ 就労とは「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に従事することを意味します。

◎活動に基づく在留資格

(1) 特定された就労活動が認められる在留資格（24種類）

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職（1号イ・ロ・ハ、2号）、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能（1号・2号）、技能実習（1号イ・ロ、2号イ・ロ、3号イ・ロ）、特定活動

※ 「特定活動」は、就労が認められるかどうかが個々の許可内容によって違いますので、「指定書」の記載内容に注意してください（在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（もしくは旅券（パスポート）に添付）されており、その「指定書」により就労できる方か否かの確認を行うことができます。）（→P 24を参照）。

(2) 就労を認めていない在留資格（5種類）

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

※ 「留学」、「家族滞在」の在留資格で在留する外国人の方については、本来の活動に支障がない限り、事前に地方出入国在留管理官署で資格外活動の許可を受ければ、風俗営業等が営まれている事業所を除き、1週間28時間以内のアルバイトが可能です（→P 15を参照）。

なお、「文化活動」の在留資格の方については、個別の状況により資格外活動が許可される場合があります。

※ 就労を許可された在留資格を有しているか、又は資格外活動許可を受けている外国人の方は、その証明となる就労資格証明書の交付を受けることができます（→P 12を参照）。

※ 現在、新型コロナウィルス感染症感染防止のため帰国便が確保できず、本邦での生計維持が困難であると認められるときは、「短期滞在」（90日）や「特定活動」（6月）の在留資格の方でも、資格外活動が許可される場合があります。

このほか、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う在留特例措置の詳細については、出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。

（http://www.moj.go.jp/isa/hyuukokukanri01_00154.html）

【QRコードはこちら】



◎身分又は地位に基づく在留資格

(3) 就労に制限がない在留資格（4種類）

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

在留資格一覧表

第1. 我が国で一定の活動を行うための在留資格

1. 特定された就労活動が認められる在留資格（入管法 別表第一）

一.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 〔外国政府の大使、公使、総領事等とその家族〕	「外交活動」を行う期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(外交の項に掲げる活動を除く。) 〔外国政府の職員等とその家族〕	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 〔大学の教授、講師など〕	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(興行の項に掲げる活動を除く。) 〔作曲家、画家、著述家など〕	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 〔外国の宗教団体から派遣される宣教師など〕	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 〔外国の報道機関の記者、カメラマンなど〕	5年、3年、1年又は3月

二.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
高度専門職 1号	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	5年

高度専門職 2号	<p>1号に掲げる活動を行った者であって、その在留がわが国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合する者が行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う教授の項から報道の項までに掲げる活動又は法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護、興行の項若しくは技能の項に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことのできないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） 〔企業の経営者、管理者など〕	5年、3年、 1年、4月又は 3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 〔弁護士、公認会計士など〕	5年、3年、 1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 〔医師、歯科医師、薬剤師、看護師など〕	5年、3年、 1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（教授の項に掲げる活動を除く。） 〔政府関係機関や企業等の研究者など〕	5年、3年、 1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動〔小・中・高等学校の語学教師など〕	5年、3年、 1年又は3月
技術 ・ 人文知識 ・ 国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他的人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びに経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤、介護の項及び興行の項に掲げる活動を除く。） 〔機械工学等の技術者、通訳者、デザイナー、企業の語学教師など〕	5年、3年、 1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動〔外国の事業所からの転勤者など〕	5年、3年、 1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動〔介護福祉士〕	5年、3年、 1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（経営・管理の項に掲げる活動を除く。） 〔歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など〕	3年、1年、 6月、3月、 又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 〔外国料理の調理師、宝石・貴金属加工の職人など〕	5年、3年、 1年又は3月
特定技能1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	1年、6月 又は4月
特定技能2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年、1年 又は6月

技能実習 1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 [技能実習生]	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
	□ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 [技能実習生]	
技能実習 2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 [技能実習生]	法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
	□ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 [技能実習生]	
技能実習 3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 [技能実習生]	法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
	□ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 [技能実習生]	

- ※ 「高度専門職」については、P25～P26（高度外国人材ポイント制）を参照。
- ※ 「特定技能1号・2号」については、P21～P23を参照。
- ※ 「技能実習制度」については、P18～P20を参照。
- ※ それぞれの在留資格について、法務省令で定める基準に適合することが求められているので、詳細は「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を参考にしてください。（出入国在留管理庁のホームページに掲載されています。）

2. 就労が認められない在留資格（入管法 別表第一）

三.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸術について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。） 〔日本文化の研究者など〕	3年、1年 6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 〔外国からの旅行者など〕	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 〔大学・短期大学・高等専門学校等の学生、高等学校・専修学校等の生徒など〕	4年3月、 4年、 3年3月、 3年、 2年3月、 2年、 1年3月、 1年、6月 又は3月

研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（技能実習1号の項及び留学の項に掲げる活動を除く。） 〔研修生〕	1年、6月 又は3月
家族滞在	教授から文化活動（技能実習を除く。）までの在留資格をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	5年、 4年3月、 4年、 3年3月、 3年、 2年3月、 2年、 1年3月、 1年、6月 又は3月

※ 留学生の資格外活動によるアルバイトについては、P15を参照。

3. 就労が認められるかどうかは個々の許可内容によるもの（入管法 別表第一）

五.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 〔本邦大学卒業者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ生、EPAに基づく看護師又は介護福祉士など〕	5年、3年、 1年、6月、 3月又は5年 を超えない範 囲内で法務大 臣が個々の外 国人について 指定する期間

※ 「ワーキング・ホリデー」制度及び「特定活動」の方を雇い入れる場合の注意点については、P24を参照。

第2. 我が国での活動に制限のない在留資格（入管法 別表第二）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 〔日本人の配偶者・実子・特別養子など〕	5年、3年、 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	5年、3年、 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 〔第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人など〕	5年、3年、 1年、6月 又は5年を超 えない範囲内で法 務大臣が個々の外 国人について 指定する期間

★ 外国人の入国や在留手続きに関するご相談は、
「外国人在留総合インフォメーションセンター」（P52を参照）へお問い合わせください。

Q2. 外国人が入国するときの手續はどうなっていますか。

1 外国人が有効な旅券（パスポート）を取得する。

外国人が日本へ入国するためには、有効な旅券（パスポート）が必要です（入管法第3条）。

旅券には所持者である外国人の氏名、性別、生年月日等の身分事項、国籍の証明、保護を依頼する文言等が記載されており、これを持たずに日本へ入ると不法入国となります。

2 外国人が在外公館（現地の日本大使館等）において査証（ビザ）手続を行う。

旅券を持っているだけではまだ上陸はできず、さらに「この者は正当な理由と資格があつて入国するものである。」という受入国政府（＝日本）による推薦が必要です（査証免除対象者を除く）。この推薦を査証（ビザ）といいます。

※ このとき、在留資格認定証明書を有している場合は、それを提出することにより査証の発給が円滑に行われます。

この在留資格認定証明書とは、「短期滞在」を除く目的により日本に上陸しようとする外国人又は当該外国人の代理人からあらかじめ地方出入国在留管理官署に申請があった場合に、当該外国人の申請している活動内容が在留資格に定める活動に該当し、かつ、基準に適合しているかを事前に審査し、条件に適合していると認められた場合に発行される証明書です。

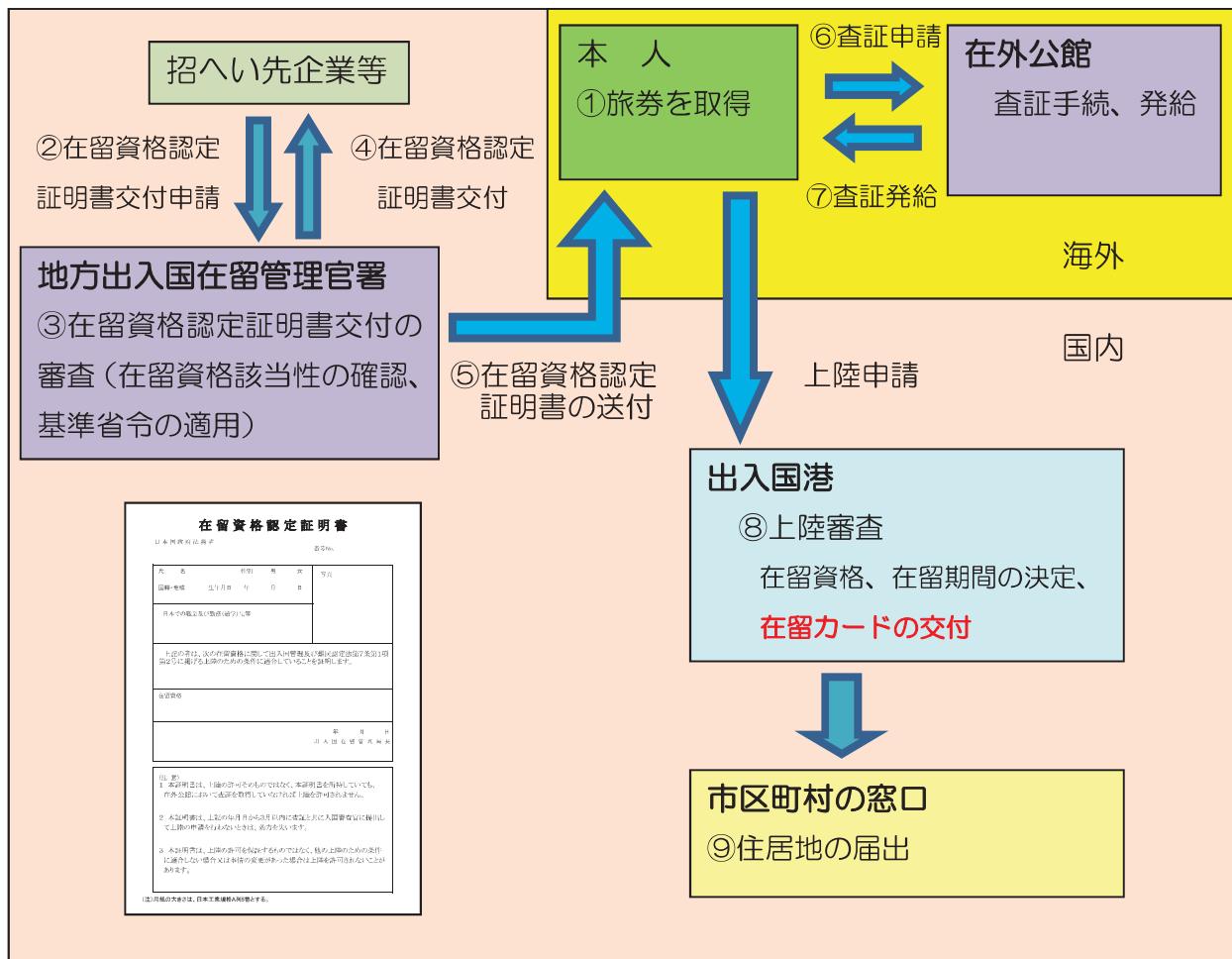
3 外国人が出入国港で入国審査官から上陸審査を受け、上陸許可の証印を受けて在留資格、在留期間が付与され、中長期在留者には『在留カード』が交付される（P 8～P 11を参照）。

— 就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順（次頁参照） —

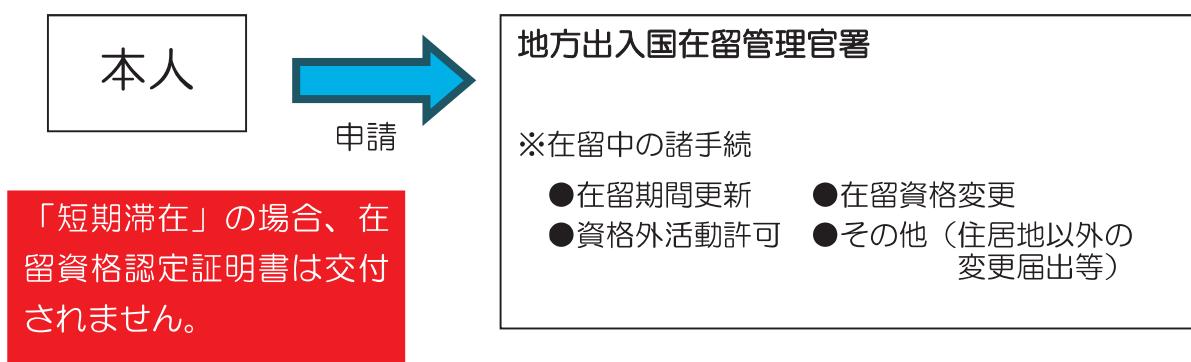
- ① 本人が旅券を取得
 - ② 本人又はその代理人が地方出入国在留管理官署に在留資格認定証明書の交付申請
 - ③ 地方出入国在留管理官署における在留資格認定証明書交付の審査
 - ④ 在留資格認定証明書交付
 - ⑤ 外国にいる本人に在留資格認定証明書を送付
 - ⑥ 本人が日本の在外公館へ査証の申請
 - ⑦ 在外公館で査証手続及び発給
 - ⑧ 出入国港において上陸審査（在留資格、在留期間の決定、※在留カードの交付）
 - ⑨ 住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村窓口でその住居地を法務大臣に届け出る（旅券に『在留カードを後日交付する』旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参のうえ手続をしてください。）。
- ※ 在留中に在留期間更新、在留資格変更、資格外活動許可等の必要がある場合は、地方出入国在留管理官署で必要な申請を行う。

就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順

1 中長期在留外国人の入国手続



2 中長期在留外国人の在留手続の手順



Q3. 在留管理制度とは、どのような制度ですか。

(1) 平成24年7月9日の改正入管法の施行に伴い、外国人登録制度は廃止されました。

現在の在留管理制度は、平成24年の改正入管法が施行まで、**入管法に基づいて**入国管理官署が行っていた情報の把握と、**外国人登録法に基づいて**市町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握していくための制度で、そのことによって適法に在留する外国人の方の利便性の向上が図られます。

具体的には、我が国に中長期にわたり適法に在留する外国人の方に**「在留カード」**が交付されています。

特別永住者の方については、**在留管理制度の対象となりません**が、外国人登録法が廃止されたこと及び従来の外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであったことなどから、これと同様の証明書として**「特別永住者証明書」**が交付されます。

なお、特別永住者の方については、「外国人雇用状況届出書」の提出は不要ですので、採用決定後においても国籍の確認や**「特別永住者証明書」**の提示を求めるようにしてください（P29及びP33参照）。

(2) 「在留カード」の交付対象者

在留管理制度の対象となっているのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期にわたりて在留する外国人で、具体的には、次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人の方です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める者
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

※みなし特別永住者証明書等の有効期間及び切替場所はP12参照

(3) 出入国港における在留カードの交付について

現在、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付しています。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、その近くに次のように記載されます。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に当該旅券を持参の上、住居地の届出をした後に在留カードが交付されることとなります（原則として、地方出入国在留管理署から届出をした住居地に郵送されます）。



●旅券には以下のような証印シールが貼付されています。

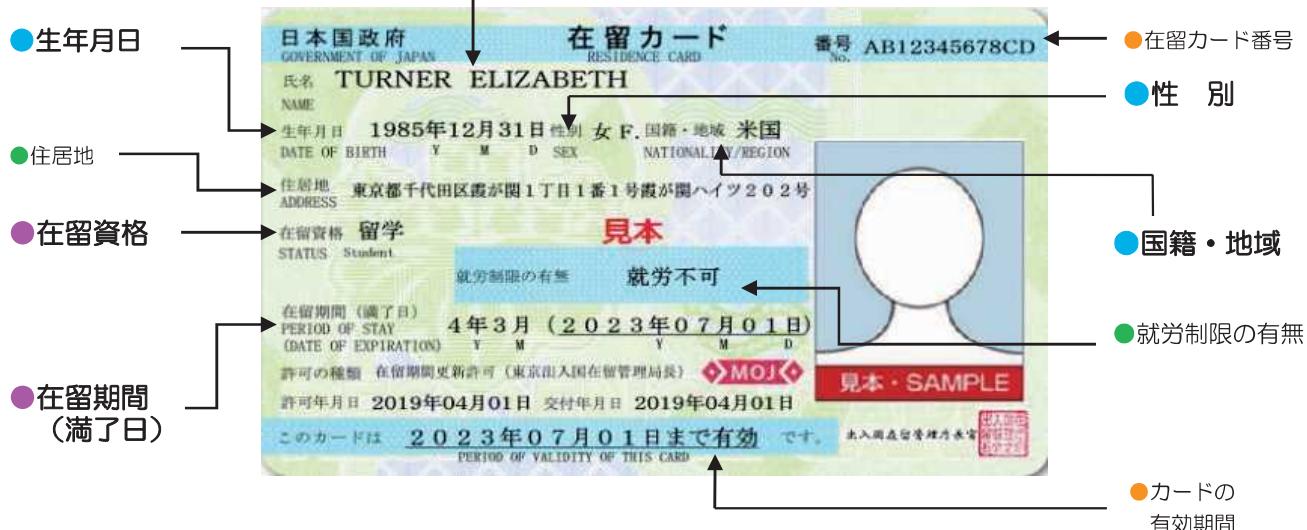
在留資格変更許可	在留期間更新許可	上陸許可証印
<p>在留資格変更許可 CHANGE PERMIT</p> <p>在留資格 Status:</p> <p>在留期間 Period:</p> <p>在留期限 Until:</p> <p>許可番号 Permit No.:</p> <p>許可年月日 Date of Permit:</p> <p>出入国在留管理局長</p>	<p>在留期間更新許可 EXTENSION PERMIT</p> <p>在留資格 Status:</p> <p>在留期間 Period:</p> <p>在留期限 Until:</p> <p>許可番号 Permit No.:</p> <p>許可年月日 Date of Permit:</p> <p>出入国在留管理局長</p>	<p>JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR 上陸許可 LANDING PERMISSION</p> <p>許可年月日 Date of Permit:</p> <p>在留期限 Until:</p> <p>在留資格 Status:</p> <p>在留期間 Duration:</p>

※ なお、平成24年7月9日以降に、中長期在留者に該当するものとして在留資格変更許可及び在留期間更新許可された内容については、旅券への上記証印シールの貼付はされません（許可された内容に基づく新しい在留カードが交付されます）。

★在留管理制度にかかる詳細は、大阪出入国在留管理局（P52を参照）にお問い合わせください。

在留カード

【カード表面】



【カード裏面】



- ※ 従来の外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されています。
例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）などは記載されません。
- ※ 在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されています。
- ※ 在留カードには「有効期間」があります。

	16歳以上の方	16歳未満の方
永住者の方	交付の日から7年間	16歳の誕生日まで
永住者以外の方	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
高度専門職2号	交付の日から7年間	

身分事項

氏名 ····· 原則としてアルファベットによる表記となります。ただし、漢字による表記を希望される場合には、国籍・地域によりアルファベットに併せて漢字による氏名も表記することができます。なお、通称名については、在留カードには法律上も運用上も記載されません。

生年月日 ····· 西暦で記載されます。

性別

国籍・地域 ····· 外国人が所持している旅券を発行した国の国名、出入国管理及び難民認定法第2条第5号の定める地域については地域名を表示することが原則となっています（2つ以上の国籍を持つ外国人の方は、基本的に上陸許可や在留手続等により、中長期在留者となった時点の国籍・地域名となります。）。

住居・職業事項

住居地 ····· 本邦における主たる住居の所在地が表記されます。

住居地記載欄【裏面】 ··· 住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載されます。

就労制限の有無 ··· 就労が認められていない場合は「就労不可」と記載され、就労が認められている場合には、入管法別表第一の一又は二の在留資格は「在留資格に基づく就労活動のみ可」、特定活動は「指定書により指定された就労活動のみ可」、別表第二の在留資格は「就労制限なし」と記載されます。

資格外活動許可欄【裏面】 ··· 資格外活動許可を受けている場合には、「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」又は「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」と記載されます。

入国在留事項

在留資格 ····· 出入国管理の法令に基づいて外国人がいかなる上陸・在留の許可を受けているかを表しています。

在留期間（満了日） ····· 日本国内に在留することのできる許可期限を表しています。
もし、この期限を超えて引き続き在留している場合は「不法残留」となります（ただし、在留期間更新等許可申請中の場合がありますので、裏面の記載も確認が必要です。）。

在留カード有効期間・その他

カード有効期間 ··· 在留カードの有効期間が記載されます。
これは、在留することのできる期間（在留期間）を意味するものではありません。

在留カード番号 ··· 「英字2桁+数字8桁+英字2桁」

在留期間更新等許可申請欄【裏面】 ··· 在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載されます。
申請後、更新又は変更許可がされ、中長期在留者の場合には、新しい在留カードが交付されます。

在留カード等番号失効情報照会

出入国在留管理庁のホームページで在留カード等番号失効情報照会が行えます。

(詳しくは、<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/app/eO/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>)

また、新たに「在留カード等読み取りアプリケーション」が導入され、無料配布されております。

(詳しくは、<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>)

【在留カード等番号失効情報照会】



【在留カード等読み取りアプリケーション】



在留カードの偽変造防止対策

写真下の銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



カードを上下に傾けると、カードの左端部分がピンク色に変化します。



カードを傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



就労資格証明書

「就労資格証明書」とは、我が国に在留する外国人からの申請に基づき、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を地方出入国在留管理局長が証明する文書です。

例えば、転職の場合、その会社で就労が認められるかどうか、具体的に「○○会社における△△の活動は上記に該当する」旨の証明がされます。

なお、現に有する在留資格に該当する活動であれば就労が認められますので、この「就労資格証明書」がなければ就労できないというものではありません。

みなし特別永住者証明書の切替え場所及び有効期間

切替えの申請先は、住居地の市区町村窓口になります。

対象となる方		切り替える期限
平成24年(2012年) 7月9日に 16歳以上で あった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月8日までの方(※)	平成27年(2015年) 7月8日まで
	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月9日以降の方(※)	次回確認(切替)申請期間 の始期とされる誕生日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方		16歳の誕生日まで

※次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日は、外国人登録証明書の券面で確認できます。

Q4. 就労の資格がない外国人を雇った場合はどうなりますか。

(1) 不法就労とは次の場合をいいます。

- ① 出入国在留管理局から働く許可を受けずに就労する。
例)・留学生が資格外活動の許可を受けずにアルバイトをする。
・短期滞在の在留資格で働く。
 - ② 在留資格を持たずに、あるいは、在留期間が経過した後も滞在して就労する。
例)不法入国・不法残留（オーバーステイ）などの不法滞在の外国人が就労する。
 - ③ 出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働く。
例)外国料理店の調理人として働くことを認められた人が、工場で労働者として働く。
- ※ 上記の者を雇った場合や、業として外国人に不法就労活動をさせたり、あっせんしたりした者は不法就労助長罪（入管法第73条の2）により3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられます。
なお、雇用事業主等が外国人の方であれば、退去強制事由にも該当します。
- ※ 不法就労を行った外国人や不法滞在している外国人に対しては、日本から退去強制されるほか3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処せられます。

(2) 就労の資格を確認するに当たって

就労の資格については、以下により確認を行うことができます。

なお、確認に当たっては、確認の趣旨を十分説明のうえ、本人の同意のもと採用を決定した後に行ってください。

- ◎ 外国人の在留資格及び在留期間は、「在留カード」（もしくは旅券（パスポート）上の上陸許可証印等）で確認ができます。
なお、現在の在留管理制度の下では、中長期在留者については「在留期間更新」や「在留資格変更」の許可を受けた際に、旅券への許可証印の貼付は行われず、その都度、新たな「在留カード」が交付されます。
- ◎ 資格外活動の許可を得ているか否かについては、「在留カード」の裏面、資格外活動許可書により確認することができます（→P 15を参照）。
- ◎ 就労が許可された在留資格の外国人の方は、本人の申請により「就労資格証明書」の交付を受けることができます（→P 12を参照）。
- ◎ 在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（原則として旅券（パスポート）に添付）されています。その「指定書」により就労の可否を確認することができます（→P 24を参照）。
- ◎ 外国人雇用状況届出制度については、P 33～P 37を参照してください。

大阪府警察より

外国人を雇用する事業主の皆様へ

～不法就労は犯罪です～

外国人を不法就労させた事業主も処罰の対象になります

- 1 外国人の不法就労は法律(出入国管理及び難民認定法)で禁止されています。
- 2 外国人を不法就労させた場合、雇用した事業主も処罰の対象になります。
- 3 外国人を雇用した際には厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出なければならないことが法律(労働施策総合推進法)で定められています。

不法就労となるケース

- ①不法滞在者等が働く(例:在留期限が切れた者、在留資格がない者が働く)
- ②働く許可を受けていないのに働く(例:留学生等が資格外活動許可を受けず働く)
- ③許可条件の範囲を超えて働く(例:留学生等が週28時間を超えて働く、風俗店で働く)

事業主が処罰対象となるケース

- ①不法就労させる・不法就労をあっせんする
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
(会社としての法人も併せて罰せられる)
(不法就労者であることを知らなかったとしても処罰されるケースもあります)
- ②外国人を雇用した際に、ハローワークへの届出をしなかった
30万円以下の罰金

不法就労者が摘発され、雇用主又は責任者が罰せられる事案が相次いでいます！
外国人の就労に関する法律上のルールを遵守し、適正な雇用をお願いします。

問い合わせ先 大阪府警察本部 警備部 外事課 (06-6943-1234)

口座売買防止にご協力ください

外国人が銀行口座を他人に売り、その口座がインターネットバンキングの不正送金先として利用される事案が増えています。

事業主の皆様には、雇用する外国人が口座売買等の犯罪に巻き込まれないように啓発をお願いします。

注意のポイント

- ・ 口座を譲り渡す行為(有償・無償を問わない)
→ 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反
[1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金]
- ・ 謙譲・売却目的での口座開設
→ 詐欺罪 (刑法246条)
[10年以下の懲役]



給与口座の開設時や退職時には、上記内容についての注意喚起をお願いします。

問い合わせ先 大阪府警察本部 生活安全部 サイバー犯罪対策課 (06-6943-1234)

Q5.

留学生をアルバイトとして雇用する場合、どのような点に注意すればよいですか。

「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方は、原則として就労できませんが、事前に地方出入国在留管理局長から資格外活動の許可を受ければ、**1週28時間以内**（夏季休業、冬季休業及び春季休業など、教育機関の学則等により定められている長期休業期間の間は**1日8時間以内※**）で学業に支障を及ぼさない範囲でアルバイトすることが可能です。

※ 長期休業期間中であっても、労働基準法第32条に定める労働時間を超えた就労を行うことはできません。

ただし、風俗営業等が営まれている事業所での就労はできません。

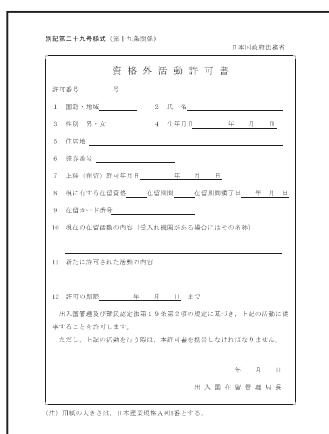
また、学校を休学中の者及び退学・除籍となった者については、留学生としての本来の活動を行っていないことから、資格外活動は認められません。

したがって、留学生をアルバイトとして雇用しようとする際には、**資格外活動の許可を受けていることを確認することが必要**であり、その許可を受けていない留学生を雇用了の場合、風俗営業等が営まれている事業所で就労させた場合又は許可された時間を超えて就労させた場合には事業主に対して罰則が適用されることがあります。

なお、この資格外活動の許可は、就労可能時間の内容を限度として勤務先や時間帯を特定することなく包括的に付与されるものです。

「留学」の在留資格で上陸許可を受けた方（「3月」の在留期間が決定された方を除く。）は、その際に資格外活動許可申請ができます。

【資格外活動許可書（A5サイズ）】



【在留カード】

※裏面に記載されています。（下記赤枠内）



【旅券（パスポート）】

※資格外活動許可の期限は在留カードの期限と異なる場合がありますので、ご注意願います。

（資格外活動許可の期限を超えてアルバイト等を行う事は出来ません。）



Q6.

外国人留学生を卒業後、採用することができますか。

(1) 企業が卒業後の留学生を雇用しようとする場合は、入管法上、活動に応じた在留資格への在留資格変更許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

在留資格変更許可申請にあたっては、従事させようとする職務内容、基準省令への適合のほか、留学生が専攻した科目と関連する業務に従事するのか、企業の雇用目的、給与、安定した雇用を確保しうる経営状況なども審査の対象となります。(変更後の主な在留資格については、17ページを参照。)

4月に入社が内定している場合、卒業見込みの段階で、変更許可申請を行うことが可能ですので、十分な時間的余裕をもって申請する必要があります。

なお、在留資格変更許可申請中の就労は認められていません。

○申請手続には、主に次の書類が必要です。

- ①在留資格変更許可申請書
- ②旅券及び在留カード
- ③申請人の活動内容（雇用契約書等）、学歴等を証明する書類（卒業証明書等）
- ④企業の事業内容を証明する書類（給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書等）

※ ③及び④については、個々の申請人、企業により必要書類が異なりますので詳細は「法務省」のホームページで確認いただき、ご不明な点は「外国人在留総合インフォメーションセンター」(ともにP52を参照)へお問い合わせください。

(2) 大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して卒業した留学生が、同教育機関を卒業後も卒業前から引き続き行っている就職活動を継続することを目的として本邦への在留を希望する者で、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更が許可され、さらに1回の在留期間更新が認められることにより最長1年間の滞在が可能となります。

その間、個別の申請に基づき週28時間以内の資格外活動許可が受けられます。

～求人のお申込みについて～

「求人申込書【大卒等】」については、貴社の所在地を管轄するハローワーク(P55を参照)へ提出願います。ご提出いただきました求人は、外国人雇用サービスセンター（大阪・東京・名古屋・福岡）を中心に全国のハローワークで公開され、応募希望者をご紹介いたします。（ご希望によりインターネットでの公開も可能です。）

また、「大阪外国人雇用サービスセンター」(P27及びP54を参照)では外国人の方の採用に向けたコンサルティングを行っており、在留資格と密接に関わる仕事内容や使用言語のレベル等、雇用したい人材に求める条件等をお聞きしながら、留学生・外国人の方が応募しやすい求人の作成方法等をアドバイスしていますので、ご利用ください。

～外国人留学生採用に関する参考情報～

・大阪府「グローバル人材（外国人留学生）採用・定着支援事業」WEBサイト
府内企業を対象に、外国人留学生の採用・定着に関するセミナー等、イベント案内の他、採用メリットや府内企業での採用事例、採用から定着までの流れ等を紹介した『採用事例集』(2019年発行)を掲載しています。
(<https://osakaglobaljinzai.com>)

【QRコードはこちら】

問い合わせ先 大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課
企業支援グループ (06-6360-9074)



卒業後の留学生を雇用する際の主な在留資格について

卒業後の留学生が国内で就職する際、変更し得る主な在留資格として、

- (1) 技術・人文知識・国際業務
- (2) 特定活動（本邦大学卒業者）
- (3) 特定技能1号・2号

が挙げられます（特定技能1号・2号の詳細は、P21～P23参照）。

○活動内容と許可基準

	技術・人文知識・国際業務	特定活動 (本邦大学卒業者)
活動内容	① 理学、工学その他の自然科学分野に属する技術もしくは知識 ② 法律学、経済学、社会学その他人文科学分野に属する技術もしくは知識 ③ 外国の文化に基づき有する思考又は感受性のいずれかを必要とする業務	本邦の大学等において修得した広い知識、応用能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用する幅広い業務
許可基準	(①②の場合) 従事する業務に必要な技術や知識に係る科目を専攻し、大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校を卒業していること、または、10年以上の当該業務の実務経験があること	(③の場合) 3年以上の当該業務の実務経験があること（大学院・大学・短大を卒業した者が通訳・翻訳、語学の指導に従事する場合は、経験不要）
	(①～③共通) <ul style="list-style-type: none"> ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ・就職先での企業等の事業が適正に行われ、安定性及び継続性が認められること 	・日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了者であること（短大、専修学校、外国の大学卒及び大学院の修了は対象外） ・日本語能力試験 N1 又は BJT ビジネス日本語能力テストで 480 点以上を有する者であること ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ・フルタイム雇用であること（パートタイム、アルバイト及び派遣社員は対象外）

○在留資格ごとの比較

	技術・人文知識・国際業務	特定活動 (本邦大学卒業者)	特定技能 1号	特定技能 2号
① 在留期間	制限なし、更新可	制限なし、更新可	上限5年	制限なし 更新可
② 日本語能力 (P30参照)	— (試験結果証明不要)	日本語能力試験 N1 又は BJT ビジネス日本語能力テスト 480 点以上（試験結果証明必要）	日本語能力試験 N4 以上又は 国際交流基金日本語基礎テスト合格者（特定技能1号のみ）	
③ 必要学歴	国内外の短大、大学、大学院又は 国内の専門学校（「専門士」の称号を取得）のいずれかを卒業	国内の大学又は大学院卒業	不問 (年齢18歳以上)	
④ 仕事内容 (例)	海外営業、マーケティング、 エンジニア、通訳・翻訳、語学教師、デザイナーなど	接客販売など業務中に日本語を使う可能性がある仕事	14の特定産業分野に該当する仕事 (P22参照)	特定産業分野のうち、建設、造船・舶用工業の2分野のみ

★在留資格変更手続きの詳細については、外国人在留総合インフォメーションセンター（P52を参照）へお問い合わせください。

Q7. 技能実習制度とは、どのような制度ですか。

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、平成29年11月1日付けて「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を施行し、その法律に基づき技能実習計画の認定及び監理団体の許可に関する事務を行う外国人技能実習機構が設立されました。

- ◎ 技能実習生が日本の国内に在留する資格には、「技能実習1号」・「技能実習2号」・「技能実習3号」の在留資格があり、1号の入国後講習開始時から(※1)労働関係法令の適用があります。

※1 団体監理型の場合は、1号の入国後講習修了後から適用となります。

- ◎ 技能実習生の受け入れについては、企業単独型（海外にある現地法人、合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動）及び団体監理型（事業協同組合、商工会等の営利を目的としない団体が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する活動）があります（→P19を参照）。

- ◎ 技能実習制度では、在留資格「技能実習1号」から「技能実習2号」、「技能実習2号」から「技能実習3号」へ移行することが可能な83職種151作業の移行対象職種があり、最大で5年間(※2)の滞在となります（→P20を参照）。

※2 技能実習3号へ移行するためには企業単独型技能実習では実習実施者が、団体監理型技能実習では監理団体及び実習実施者が優良と認められた場合となります。詳しくは下記事務所にお問い合わせ下さい。

★ 監理団体の許可申請に係るご相談

外国人技能実習機構 本部事務所
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階
TEL 03-6712-1523

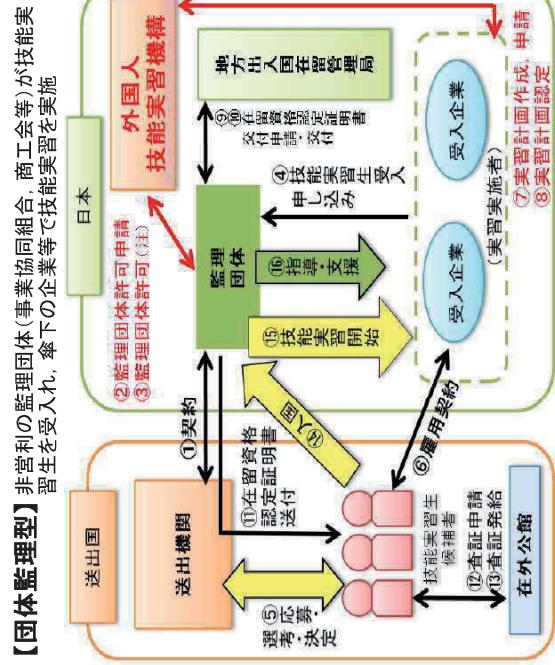
★ 技能実習計画の認定申請に係るご相談

外国人技能実習機構 大阪事務所
〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階
TEL 06-6210-3351

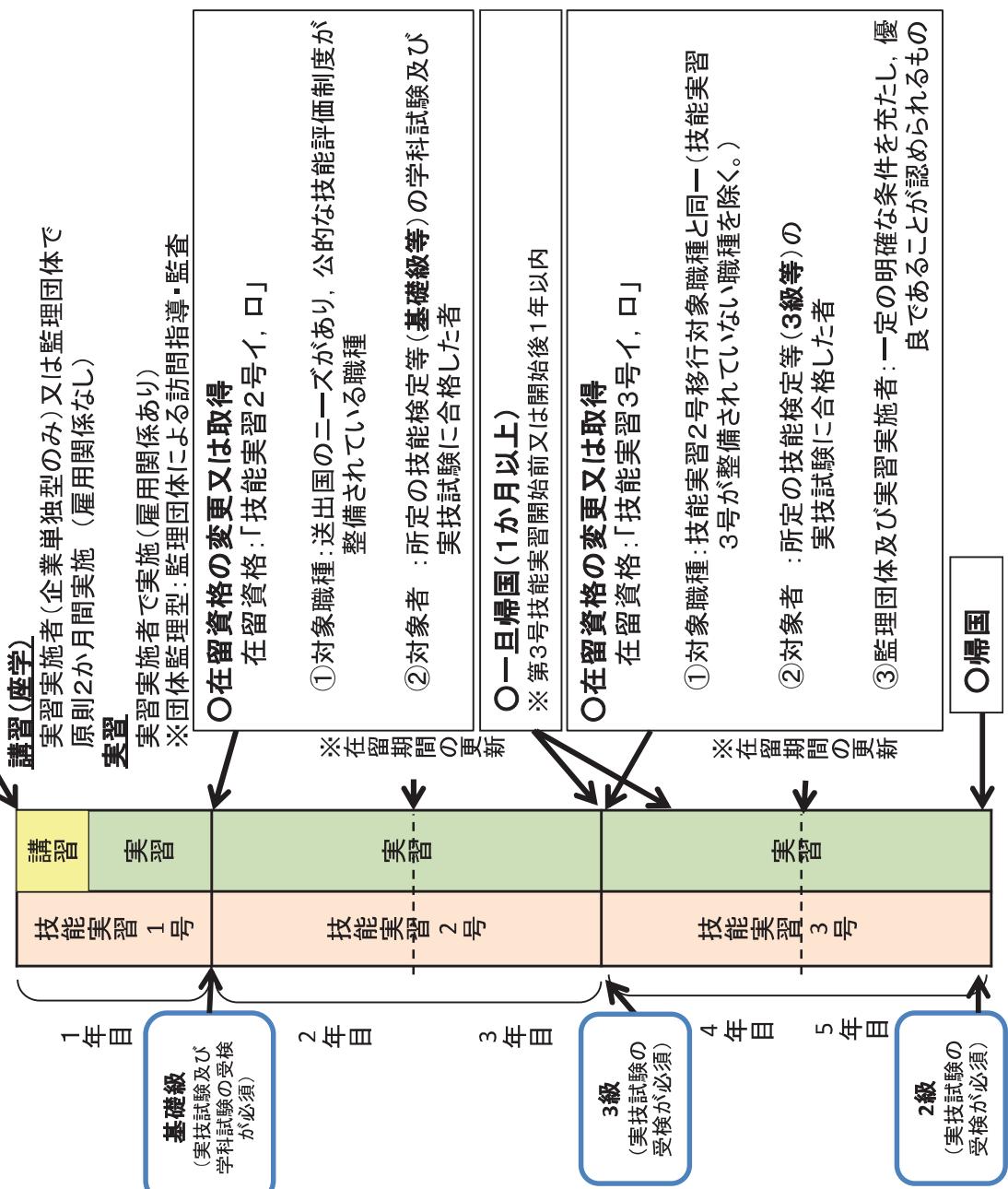
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
 - 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約41万人在留している。
- ※令和元年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ



技能実習の流れ



技能実習制度

移行対象職種・作業一覧 (83職種151作業)

（令和3年1月8日時点）

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸	畠詰巻締
畠作・野菜		食鳥処理加工
果樹		節類製造
畜産農業●	加熱乾燥製品製造	加熱乾燥製品製造
養鶏	調味加工品製造	調味加工品製造
畜産	くん製品製造	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造	塩蔵品製造
食品製造業●	乾製品製造	乾製品製造
	充満食品製造	充満食品製造
	調味加工品製造	調味加工品製造
	生食用加工品製造	生食用加工品製造
	かまぼこ製品製造	かまぼこ製品製造
	牛豚部分肉製造	牛豚部分肉製造
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造	パン製造
	そら豆加工	そら豆加工
	農産物漬物製造●△	農産物漬物製造
	医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造
	まちがい・まがき検査	まちがい・まがき検査

5 織維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	職種名	作業名
漁船漁業●	かづおさ一本釣り漁業	かづおさ一本釣り漁業
延繩漁業		延繩漁業
い力釣り漁業		い力釣り漁業
まき網漁業		まき網漁業
ひき網漁業		ひき網漁業
刺し網漁業		刺し網漁業
定置網漁業		定置網漁業
かに・えびかご漁業		かに・えびかご漁業
棒受網漁業△		棒受網漁業△
	またてがい・まがき検査	またてがい・まがき検査

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸	畠詰巻締
畠作・野菜		食鳥処理加工
果樹		節類製造
畜産農業●	加熱乾燥製品製造	加熱乾燥製品製造
養鶏	くん製品製造	くん製品製造
畜産	塩蔵品製造	塩蔵品製造

6 機械・金属関係 (続)

職種名	職種名	作業名
金属プレス加工	金屬プレス	金屬プレス
鉄工	構造物鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金	機械板金
めつき	電気めつき	電気めつき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ	治工具仕上げ
	機械組立仕上げ	機械組立仕上げ
	機械検査	機械検査
	機械保全	機械保全
	電子機器組立て	電子機器組立て
	電気機器組立て	電気機器組立て
	変圧器組立て	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て	開閉制御器具組立て
	回転電機器組立て	回転電機器組立て
	プリント配線板設計	プリント配線板設計
	プリント配線板製造	プリント配線板製造

7 その他 (17職種30作業)

職種名	職種名	作業名
家具製作	家具手加工	家具手加工
印刷	オフセット印刷	オフセット印刷●△
	グラビア印刷	グラビア印刷●
	製本	製本
	射出成形	射出成形
	インフレーション成形	インフレーション成形
	プロー成形	プロー成形
	手縫み横畠成形	手縫み横畠成形
	建築塗装	建築塗装
	金剛漆装	金剛漆装
	鋼鑄金装	鋼鑄金装
	噴霧塗装	噴霧塗装
	溶接	溶接
	手溶接	手溶接
	半自動溶接	半自動溶接
	工業包装	工業包装
	紙器・段ボール箱製造	紙器・段ボール箱製造
	印刷箱打抜き	印刷箱打抜き
	印刷箱製造	印刷箱製造
	貼箱製造	貼箱製造
	段ボール箱製造	段ボール箱製造
	機械ろくろ成形	機械ろくろ成形
	压力錆込み成形	压力錆込み成形
	ハットド印刷	ハットド印刷
	RF製造	RF製造
	自動車整備●	自動車整備●
	ヒルクリーニング	ヒルクリーニング
	介護●	介護
	リネンサブライ●△	リネンサブライ●△
	コングリート製品製造●	コングリート製品製造●
	宿泊●△	宿泊・衛生管理
	RPF製造●	RPF製造
○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)		
○ 職種名		
空港ランドナショナル・シングル●	航空機地盤上支援	航空機地盤上支援
	客室清掃△	客室清掃△

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

(注2) △の職種：技能実習評価試験に係る職種

Q8.

「特定技能1号・2号」とは、どのような在留資格ですか。

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があり、外国人の方には、活動を行うことができる本邦の公私の機関及び在留が認められている特定産業分野が記載された「指定書」が交付（原則として旅券に添付）されています。

○特定技能1号

特定産業分野※に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

※特定産業分野14分野

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

○特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

建設、造船・船用工業のみ（令和3年4月現在）

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人は移行対象職種に限り試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受け入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外

14の特定産業分野・業務に関する問合せ先についてはこちら

	特定産業分野	分野所管行政機関	担当部署	連絡先（）内は内線
1	介護	厚労省	社会・援護局福祉人材確保対策室	03-5253-1111(2844)
2	ビルクリーニング		医薬・生活衛生局生活衛生課	03-5253-1111(2432)
3	素形材産業	経産省	製造3分野向け特定技能外国人材制度相談窓口	03-5909-8762
4	産業機械製造業			
5	電気・電子情報関連産業 (製造3分野)			03-5909-8746
6	建設		不動産・建設経済局国際市場課	03-5253-8121
7	造船・船用工業		海事局船舶産業課	03-5253-8634
8	自動車整備	国交省	自動車局	03-5253-3111(42426・42414)
9	航空		航空局 ①航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) ②安全部運航安全課乗員政策室 (航空機整備関係)	03-5253-3111 (①49124) (②50125)
10	宿泊		観光庁観光産業課観光人材政策室	03-5253-3367
11	農業	農水省	経営局就農・女性課	03-6744-2159
12	漁業		水産庁企画課漁業労働班	03-6744-2340
13	飲食料品製造業		食料産業局食品製造課	03-6744-2397
14	外食業		食料産業局食品製造課外食産業室	03-6744-7177

特定産業分野と受入れ見込数等

特定産業分野	分野所管行政機関	受入れ見込数 (5年間の最大値)	従事する業務	受入れ機関に対して特に課す条件
1 介護	厚労省	60,000人	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	【1試験区分】 ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受け入れ人数枠の設定
2 ピルクリーニング		37,000人	・建築物内部の清掃	【1試験区分】 ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建築物清掃業「又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
3 素材生産業	経産省	21,500人	・鋳造・金属プレス加工・仕上げ・溶接・鍛造 ・工場板金・機械検査・ダイカスト・めっき・機械保全 ・機械加工・アルミニウム陽極酸化処理・塗装	【13試験区分】 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
4 産業機械製造業		5,250人	・鋳造・塗装・仕上げ・電気機器組立て・溶接 ・鍛造・鉄工・機械検査・プリント配線板製造・工業包装 ・ダイカスト・工場板金・機械保全・プラスチック成形・機械加工 ・めっき・電子機器組立て・金属プレス加工	【18試験区分】 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
5 電気・電子情報関連産業		4,700人	・機械加工・仕上げ・プリント配線板製造・工業包装 ・金属プレス加工・機械保全・プラスチック成形 ・工場板金・電子機器組立て・塗装 ・めっき・電気機器組立て・溶接	【13試験区分】 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
6 建設	国交省	40,000人	・型枠施工・土工・内装仕上げ／表装 ・左官・屋根ふき・吹付ウレタン断熱 ・コンクリート圧送・電気通信・建築板金 ・トンネル推進工・鉄筋施工・保温保冷 ・建設機械施工・鉄筋組手・とび ・海洋土木工・建築大工・配管	【18試験区分】 ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設業単位での受け入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適性に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
7 造船・船用工業		13,000人	・溶接・仕上げ ・塗装・機械加工 ・鉄工・電気機器組立て	【6試験区分】 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
8 自動車整備		7,000人	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	【1試験区分】 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
9 航空		2,200人	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	【2試験区分】 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・航空管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
10 宿泊	農水省	22,000人	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供	【1試験区分】 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
11 農業		36,500人	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	【2試験区分】 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
12 渔業		9,000人	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保管、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等)	【2試験区分】 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
13 飲食料品製造業		34,000人	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	【1試験区分】 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
14 外食業		53,000人	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	【1試験区分】 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

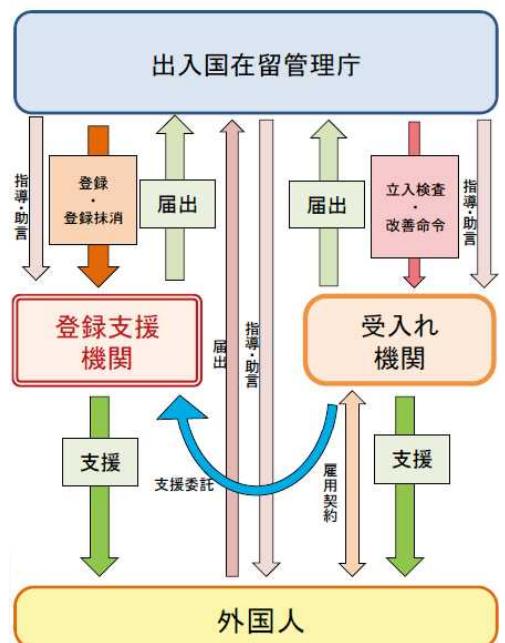
受入れ機関には、外国人を受け入れるための基準と義務があります。

受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切
(例:報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切
(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり
(例:外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切
(例:生活オリエンテーション等を含む)

受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行
(例:報酬を適切に支払う)
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については登録支援機関に委託也可。
(全部委託すれば外国人を受け入れるための基準③も満たす。)
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- ※①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、
出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがあります。



登録支援機関とは

- ① 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う個人又は団体です。
- ② 登録支援機関となるためには、出入国在留官房長官の登録を受ける必要があります。
- ③ 登録支援機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁のホームページに掲載されます。
- ④ 登録の期間は5年間であり、更新が必要です。
- ⑤ 出入国在留管理官房に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要があります。

※雇用予定の方の出身国によっては、在留諸申請の際に提出書類のある国や、相手国において一定の出手手続きが定められている国があります。詳しくは法務省のホームページにてご確認ください。

(http://www.moj.go.jp/isa/policies/sw/nyuukokukanri06_00073.html)

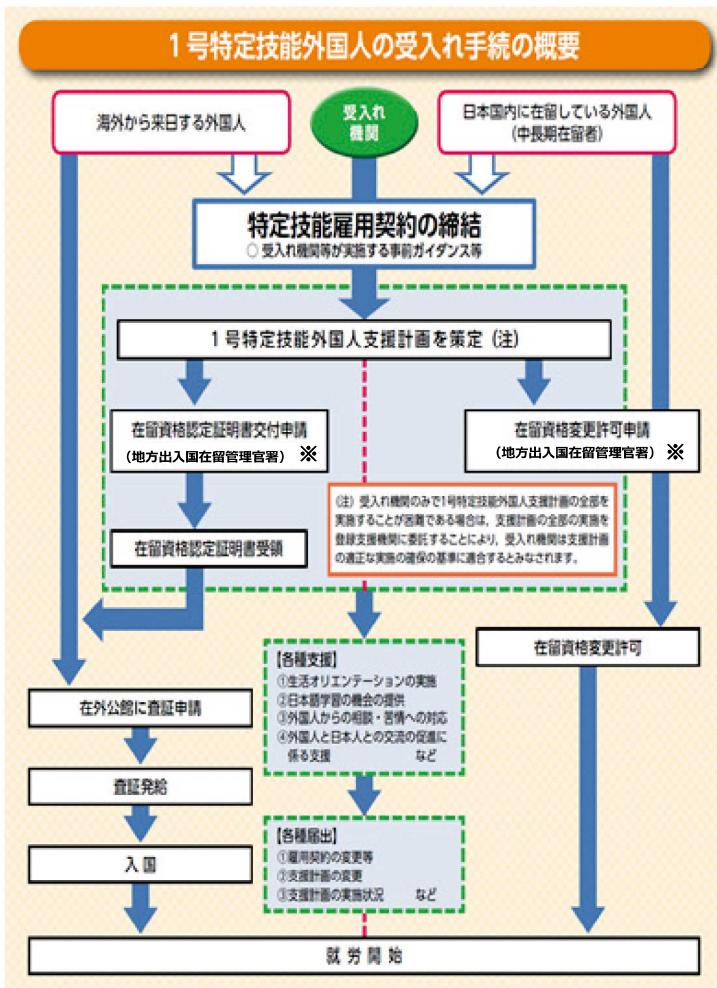
【QRコードはこちら】



制度全般、入国・在留手続き、登録支援機関等についての問合せは

○大阪出入国在留管理局 総務課
(tel 06-4703-2100)

○特定技能総合支援センター
(tel 03-6625-4702)
(火～土(祝日を除く)、11:00～19:00)



Q9.

ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。

- (1) 「ワーキング・ホリデー」制度とは、現在、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、オーストリア、スペイン、ハンガリー、アルゼンチン、チリ、アイスランド、チェコ、リトアニア、スウェーデン、エストニア、オランダとの間に結ばれている制度で、制度実施国間の相互理解、友好関係の促進のため、青少年【18歳以上30歳以下の者（一部の国は25歳以下）】が相手国の文化及び一般的な生活様式を理解する機会を提供することを目的とし、主として休暇を過ごすために一定期間入国し、**休暇の付随的な活動として旅行資金を補うために就労することが容認されている**ものです。
- ◎ 入管法上の在留資格は「特定活動」となり、在留期間は最長1年間（一部の国は1年6ヶ月）で、本来の目的に反しない範囲で就労が認められており、原則として制限はありません。
※ただし、風俗営業等が営まれている事業所においては就労できません。
- ◎ ワーキング・ホリデー制度で入国し、就労する方は雇用保険の被保険者となりません。
- ◎ オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、ドイツについては、国と国との取り決めにより、日本に滞在したままワーキング・ホリデーから就労活動が認められる在留資格への在留資格変更許可申請を行うことができます。
※現在、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により、本国等への帰国が困難な場合は、大阪出入国在留管理局（06-4703-2100）へご相談ください。
- (2) ワーキング・ホリデーに限らず、在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「**指定書**」が交付（原則として旅券に添付）されています。その「**指定書**」により就労できるか否かの確認を行うことが必要です。

日本国政府法務省

指 定 書

氏名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

日本国法務大臣

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4列5番又はA4列6番とする。

Q10. 高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。

(1) 高度人材ポイント制とは、高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められる者）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度です。

高度人材の在留資格は「特定活動」の一類型でしたが、**これに代わり平成27年4月1日より新たな在留資格「高度専門職」が創設されました。**

高度人材の活動内容が「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」及び「高度経営・管理活動」の3つに分類され、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に高度人材と認定され、**最初に在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」が付与されます。**

現に就労の資格に基づいて在留している方についても、高度人材としての在留資格「**高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）**」への変更申請を行い、就労内容が高度人材としての活動に該当するかどうか、ポイント計算の結果が一定点数に達するかどうか、これまでの在留状況に問題がないか等所定の要件の審査を経て、在留資格変更許可を受けることが可能です。

また、「**高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）**」の在留資格をもって一定期間（※）在留した方に在留資格「**高度専門職第2号**」が付与され、「**高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）**」よりも優遇措置が拡充されます。

（※本邦に在留しながら高度専門職1号（イ・ロ・ハ）に掲げる活動を行った期間が3年以上）

(2) ポイント制における3つの分類（在留資格「**高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）**」）

- イ 高度学術研究活動・・・基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ロ 高度専門・技術活動・・・専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や
新たな製品・技術開発等を担う者
- ハ 高度経営・管理活動・・・我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な
実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

(3) 高度人材として入国するための手続

高度人材として入国しようとする場合、まず、「**高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）**」のいずれかの在留資格に関する「在留資格認定証明書」の申請をすることが必要となります。

在留資格認定証明書の申請の際、高度人材としての入国を希望する人は、公開されているポイント表に基づき自己採点したポイント計算が一定点数以上であることを確認の上、「**ポイント計算書**」に疎明資料を添えて提出します。

審査の結果、就労資格による入国が可能であり、かつポイントが一定点数以上であると確認された場合は「**高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）**」のいずれかの在留資格が付記された在留資格認定証明書が交付されます。

交付された在留資格認定証明書を添えて在外公館に査証申請し、査証の発給を受けた上で来日し上陸許可申請をすることとなります。

(4) 高度人材に対する優遇措置

「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」

① 複合的な在留資格の許容	従来の就労可能な在留資格にそのまま当てはめるのではなく、高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことが許容されます。 (例) 学術研究活動…本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動。
② 在留期間 「5年」の決定	在留期間「5年」が一律に決定されます。
③ 永住許可要件の緩和	永住許可を受けるためには、原則として我が国において10年以上の在留歴を必要とする取扱いをしているところ、高度人材については、高度人材としての活動を引き続き3年間行っている場合や、高度外国人材の中でも特に高度と認められる方（80点以上の方）については、高度外国人としての活動を引き続き1年間行っている場合に永住許可の対象となります。
④ 入国・在留手続きの優先処理	高度人材に関する入国手続きについては申請受理から10日以内、在留手続きについては申請受理から5日以内に処理するよう努めます（必要書類の不足、申請内容に疑義がある場合、関係行政機関の意見聴取を要する場合等を除きます。）。
⑤ 高度人材の配偶者の就労	高度人材の配偶者の方が、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格（＝「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等）に該当する活動を行おうとする場合は、高度人材の配偶者としての在留資格で行うことができ、かつ、学歴・職歴の要件を満たす必要がありません。ただし、高度人材本人と同居し、かつ、日本人と同等額以上の報酬を受けることを要件とし、就労先を特定する必要があります。
⑥ 高度人材の親の帯同の許容	高度人材又はその配偶者の7歳未満の子（養子を含む）を養育し、又は配偶者若しくは高度人材本人が妊娠中でその介助をする場合には、以下の条件を満たす高度人材又はその配偶者の親（養親を含む）の帯同及び呼寄せが認められています。 ① 高度人材の世帯年収が800万円以上であること。 ② 高度人材と同居すること。 ③ 高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること。 ※ 高度人材等の子の養育目的で在留している高度人材等の親は永住許可の対象とはなりません。
⑦ 家事使用人の帯同の許容	高度人材については、本国で雇用していた家事使用人を帯同することや、13歳未満の子がいる等の事情を理由に外国人家事使用人を雇用することが認められています。 ただし、高度人材の世帯年収が1000万円以上であること、月額20万円以上の報酬を支払う予定としていること、本国で雇用していた家事使用人を帯同する場合は本邦入国前に1年以上継続して当該高度人材に雇用されていた者であること等、一定の条件を満たすことが必要となります。

「高度専門職第2号」

その上、上記の③から⑦の優遇措置に加えて、在留期間が「無制限」、在留活動の制限が大幅に緩和（高度専門職として認められた活動と併せて行う、在留資格「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行」及び「技能」の就労活動を認める。）されています。

★ 高度人材ポイント制に関する詳細は、法務省出入国在留管理庁のホームページをご覧ください（ホームページはP52を参照。）。

Q11. 外国人労働者の職業相談・紹介を行っている窓口はありますか。

- (1) 留学生・日系人を含む外国人労働者に係る就労支援を専門に行う厚生労働省の機関として、「**大阪外国人雇用サービスセンター**」があります。

同センターは、入管法上日本での就労が認められ、国内で就労を希望する外国人の方々（留学生を含む）に対し、職業相談・職業紹介を行うとともに、パソコンによる求人情報の検索やインターネットを利用した様々な情報検索を行うことが可能な施設です。

また、留学生ビジネス・インターンシップ事業など、留学生の卒業後の国内就職に向けた各種支援も行っています。

さらに、外国人求職者の方のみならず、事業主の方からの従業員等の在留資格に関する相談に対応する外国人雇用管理（在留資格）アドバイザーや、外国人求職者の方への相談を円滑、かつ的確に行うための、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語及びネパール語の通訳員を配置しています。

「大阪外国人雇用サービスセンター」への求人連絡は、管轄の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）を通じて行なうことができます。

- (2) ハローワークにおいても、外国人の方々に対し、その在留資格に応じた職業紹介を行っています。

ハローワークには、外国語通訳員が配置されている所もあり（→P 54を参照）、ハローワークを通じて外国人の雇用管理や職業生活について専門のアドバイザーによる相談を受けることもできます（→P 40を参照）。

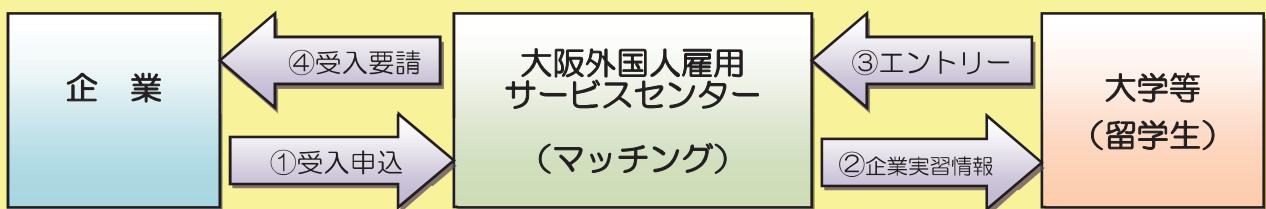
留学生ビジネス・インターンシップについて

◎ 大阪労働局（大阪外国人雇用サービスセンター）では、留学生と企業との相互理解を促進するため、インターンシップを実施し、卒業後日本での就職を希望する留学生に対し、本格就労に向けた実践準備の機会を提供するとともに、企業側にも高度な外国人人材の活用に対する理解の促進を図っています。

なお、インターンシップ期間中の傷害・損害保険は大阪労働局にて加入します。

◎ 留学生との相互理解の促進により、指導にあたる社員のマネジメント力の向上や国際的視野の獲得が期待できるとともに、雇用管理の改善策（質の高い新たな労働力の確保）が見えてくるなど企業の活性化・国際化を促すきっかけとなります。

◎ 大学等の夏期（7～9月）・春期（2～3月）の長期休暇期間を中心に実施し、標準として、事前研修1日（大阪外国人雇用サービスセンターにて実施）とインターンシップ（企業での実習）で構成する1～2週間のプログラムです。実施体制、実習内容に応じて実習期間を若干増減することも可能です。



★ 受入れのお申込み等、詳細については、大阪外国人雇用サービスセンター（P 54を参照）にお問い合わせください。

Q12. 人材紹介会社や人材派遣会社を利用するときの注意点はありますか。

人材紹介会社や人材派遣会社を利用する場合には、次の（1）あるいは（2）の厚生労働大臣の許可を受けている事業主であるかどうかを確認する必要があります。

厚生労働省では、「人材サービス総合サイト(<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>)」を運営しています。このサイトから労働者派遣事業、職業紹介事業の許可・届出事業所一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度や最新情報を閲覧することができます。

※なお、外国人労働者については、日本で就労可能な在留資格を有していることが在留カード等から確実な者である必要があります。

【QRコードはこちら】



(1) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいいます。**なお、外国人であることを理由に応募対象から外すことや、外国人を希望するといった求人を出すことはできません。**

例えば、仕事に英語が必要不可欠の場合、英語能力を条件に付すなど、必要な資格・能力を示しておくことが重要です（→P29を参照）。

◎ 有料職業紹介事業を行うことができない職業

- 港湾運送業務に就く職業
- 建設業務に就く職業

(2) 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。**なお、派遣先は事前に派遣労働者を特定する行為はできず、派遣元はそれに協力できないことから、外国人であることを理由に拒むことや、外国人を希望することはできません。**

◎ 労働者派遣事業を行うことができない業務

- 港湾運送業務
- 建設業務
- 警備業務
- 病院などにおける医療関係の業務（一部を除く）

【留意事項】

請負契約（請け負う者が、ある仕事を完成させることを約束し、発注する者が、仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束することにより成立する契約）である場合、請負労働者に発注者が指揮命令をすればいわゆる偽装請負であり、労働者派遣法違反となりますので注意が必要です。

外国人労働者と違約金や保証金の徴収等に係る契約を結ぶ等、職業安定法に違反する者や労働者派遣法に違反する者、また国外からの受入に際して同様の契約を結ぶ取次機関を利用する者からのあっせんは受けないようにしてください。

★ 職業紹介事業及び労働者派遣事業に関することは、大阪労働局需給調整事業部（06-4790-6303）にお問い合わせください。